

## <18年度>趣旨〔第2問〕

本問は、美術雑誌に掲載された文楽人形 $\alpha$ を撮影した写真 $\beta$ を一部削除した上でカレンダーに掲載した丙に対する甲及び乙の著作権法上の法的主張を問うものであり、以下の点について論述した上で、結論として、甲及び乙が丙に対してどのような権利に基づいていかなる請求をすることが可能であるかを明示することが求められる。

まず、甲及び乙が文楽人形 $\alpha$ 及び写真 $\beta$ について著作権・著作者人格権を有するかどうかを明らかにしなければならず、そのために、文楽人形 $\alpha$ 及び写真 $\beta$ のそれぞれについて、著作物性の有無、著作物である場合の著作者・著作権者につき論じなければならない。写真 $\beta$ に関しては、特に、その著作物性を判断する際に考慮すべき要素との関連において写真被写体の作出に関与した乙の行為を検討することにより、甲の単独著作物であるか又は甲と乙の共同著作物であるかという点を論じることが求められる。

次に、甲及び乙が有するどのような権利が、丙の行為によって侵害されるかを論じなければならない。

甲に関しては、写真 $\beta$ についての複製権、譲渡権、同一性保持権及び氏名表示権の侵害の有無につき論述することが求められる。乙に関しては、文楽人形 $\alpha$ 及び写真 $\beta$ についての複製権、譲渡権、同一性保持権及び氏名表示権の侵害の有無につき論述することが求められる。